

## 信玄公旗掛松事件と諏訪・岡谷製糸業の関係について《補遺編》

後藤 泰一\*

### はじめに——承前

私は、これまで、「信玄公旗掛松事件と諏訪・岡谷製糸業の関係について—絹の道と権利の濫用—」（2016年:以下「絹の道と権利の濫用」と略称）及び「信玄公旗掛松事件と諏訪・岡谷製糸業の関係について《続編》—塩尻峠を越えて西条炭を運んだ鉄索の謎—」（2017年:以下「《続編》塩尻峠を越えて西条炭を運んだ鉄索の謎」と略称）の2編の論文<sup>1</sup>を公表したが、その後、ある点につき、再考の必要性を感じ、この度、改めて考えてみることにした。

1. 信玄公旗掛松事件とは 大正3年（1914年）、中央本線日野春駅の線路脇にある松樹（「信玄公旗掛松」）が蒸気機関車の煤煙で枯れてしまい、その所有者が国を相手取り損害賠償請求の訴えを甲府地裁に提起した。これが信玄公旗掛松事件である。便宜上、裁判の経過をごく簡単に述べておこう（詳細は、上記2編の論文をご覧ください）。

甲府地裁は、請求の原因（不法行為責任における過失の有無）のみ審理し国の賠償責任を認める中間判決を下したが<sup>2</sup>、これが大審院まで争われたのである。大正8年3月3日、大審院は、権利の行使は適当な範囲内であることを要し、故意又は過失によりその適当な範囲を超越し、失当な方法で他人の権利を侵害したときは、侵害の程度において不法行為が成立し、松樹を枯死させたことは社会観念上一般に認容しうる範囲を超越したものであるべきであり、過失によりこれを行ったことをもって不法行為が成立するとした原審（東京控訴院）判決<sup>3</sup>を「相当」とした（上告棄却・中間判決に対する大審院判決<sup>4</sup>）。この大審院判決は、「権利濫用」なる言葉を用いていないが、原審判決を「相当」としており、実質的に「原審の権利濫用という考え方を承認した」<sup>5</sup>と評され、権利濫用に関する民法上の著名な判例とされている。なお、今日、煙害（公害）に係る損害賠償事件は、直截に不法行為の問題として処理される。

賠償額につき（甲府地裁（中間判決）の認定事実では、松の木の所有者は1500万円の支払いを求めたとされている）、大審院判決により国の賠償責任が確定したことを受け甲府地裁が審理した。松の木の鑑定の結果、樹齢160～170年が判明し（信玄公時代の松樹ではない）、499円の賠償金が認められた（材木価格449円＋慰謝料50円）。国が控訴。東京控訴院は72円60銭の賠償金を認めた（枯死しなかった場合の薪の評価額123円25銭－枯死後の評価額100円65銭＝22円60銭。これに慰謝料50円を加えた額が72円60銭。慰謝料は名木として珍重された松樹の枯死により精神上若干の苦痛を受けたことに対する賠償である）。

\* 信州大学名誉教授・放送大学客員教授（長野学習センター）

1 『専修総合科学研究』24号（2016年）及び25号（2017年）所収。

2 川井健『民法判例と時代思潮』（1981年・日本評論社）257頁～260頁参照（なお、拙稿・前掲「絹の道と権利の濫用」63頁の注101も参照されたい）。

3 東京控訴院大正7年7月26日判決は、「汽車運転の際故意又は過失に因り特に煙害予防の方法を施さずして煤煙に因りて他人の権利を侵害したときは其行為は法律に於て認めたる範囲内に於て権利を行使したるものと認め難く却て権利の濫用にして違法の行為なり」とした（法律新聞1461号18頁）。

4 大審院民事判決録25輯356頁。

5 川井・前掲『民法判例と時代思潮』277頁。

2. 信玄公旗掛松事件の背景 川井健先生は、判例の真の理解のためには、その時代における経済・社会の構造を知ることが必要であり、判例を通じて、経済・社会の構造のもつ意味が理解されることもあり、「ここに、法律学と、他の社会科学との接点が見いだされる。法律学の今後の重要な一つの課題は、こうした社会科学の接点に目を向け、経済・社会の構造を明らかにした上で、判例の当否を検討することにあると思われる」<sup>6</sup>と述べられ、信玄公旗掛松事件の背景には国家事業たる中央本線建設という事情が控えており、当該判例につき、「限界があるとはいえ、被害者の救済に傾くという考え方がみられる。しかも、権利者は悪をなさずという考え方、さらには、国は悪をなさずという考え方を否定したのである。当時、国家権力が非常に強く、軍部の発言も強い時代に、むしろ鉄道事業に関し国家権力に不利な判決が下された。この点で本件は、新しい判例法の転換をみせた事件といえる。当時、大正8年には、第一次世界大戦が終結し、新しい思想が日本に押し寄せている。……思想の変化の動きが内外に起きているのであって、従来の国家優先の考え方に対する反省はあったように思われる」<sup>7</sup>と指摘された。

3. 岡谷製糸業との関係を探る 川井先生の指摘を踏まえ、私は、諏訪・岡谷地域製糸業との関係という視点から信玄公旗掛松事件の背景を考察した。それが冒頭の2編の論文である。先ず、「絹の道と権利の濫用」において、中央本線の建設は諏訪・岡谷地域製糸業と深く結びついており、とりわけ岡谷製糸業は中央本線開通後に大発展を遂げわが殖産興業政策の一翼を担ったという歴史的事実が存在するのであり、これらは共に信玄公旗掛松事件の壮大な背景をなしていたのであると述べた<sup>8</sup>。

次に、「<続編>塩尻峠を越えて西条炭を運んだ鉄索の謎」では、次のように述べた。明治30年代に製糸場燃料用の薪が枯渇し、岡谷の製糸場が燃料不足に陥ったとき、その危機を救ったのが西条駅近郊（現筑北村本城・坂北周辺）で採掘される西条炭であった。明治20年代より西条から岡谷（当時は諏訪郡平野村）へは「鐵道未だ開けず、遠路を途中一夜宿りて馬又は荷馬車により運搬した」<sup>9</sup>が、明治35年に篠ノ井線の西条－松本－塩尻が開通し、明治39年6月に中央本線の塩尻－岡谷が開通したことにより西条から岡谷まで鉄道輸送されるようになった。ところが、その間、明治37年2月に勃発した日露戦争の影響により八王子側から進めた工事が富士見で中断してしまった。これに対し、岡谷（諏訪地方）製糸家7名が工事に必要な45円万の負担を申し出て工事継続の請願運動を展開した。その結果、政府は「中央線がわが国第一の輸出品生糸の生産地の諏訪地方を経由することを考慮」し「請願を入れて前述の資金で岡谷まで」の工事延長を決定したのである<sup>10</sup>。こうした地元製糸業者の懸命な努力を見逃してはならない。明治38年の富士見－岡谷間開通（岡谷駅開業・八王子まで繋がる）後、岡谷駅生糸出荷量が飛躍的に増え、明治42年（1909年）に日本の生糸輸量が出世界一となったが、その牽引的役割の一翼を担ったのが岡谷製糸業だった。それでは、明治39年6月に塩尻－岡谷が開通するまで、製糸工場燃料不足の危機を救った西条炭は、塩尻から如何にして岡谷まで運ばれたのか。荷馬車では間に合わないはずである。些細な疑問であるが、ただ、それ以後の岡谷製糸業の大発展を想起するならば、そこをしっかりと検証しない限りこの研究は完結しない。

そこで、この点に関する郷土史関係の諸文献を調べた結果、明治37年4月～39年6月の2年2か月の間、西条炭は、

<sup>6</sup> 川井・前掲『民法判例と時代思潮』の「はしがき」i～ii頁。

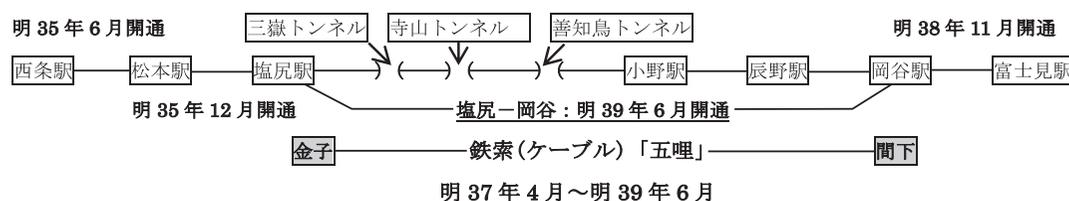
<sup>7</sup> 川井・前掲『民法判例と時代思潮』所収「信玄公旗掛松事件判決」の274頁～276頁。

<sup>8</sup> 私は、昭和60年度文部省内地研究員として一橋大学川井健先生（1927年～2013年：元一橋大学学長）のもとで使用貸借の研究を行った折、先生は当時附属図書館長としてお忙しい中度々時間を割いて“信玄公旗掛松事件”“鷹の湯温泉事件”（松本市浅間温泉），“国有地入会権消滅事件”（長野県小県郡丸小町：現上田市）のことなどを話して下さった。このことが上記2編の論文執筆を促したように思う。

<sup>9</sup> 『平野村誌 下巻』（昭和7年（1932年）・平野村役場／〔複製版〕（昭和58年（1983年）・諏訪文化社）387頁。

<sup>10</sup> 『諏訪市史 下巻』（昭和51年（1976年）・諏訪市）453頁、『岡谷市史 中巻』（昭和51年（1976年）・岡谷市）487頁等を参照。

篠ノ井線で西条から塩尻へ運ばれ、塩尻の“金子”から岡谷（当時の諏訪郡平野村）の“間下”までの「五哩」を鉄索（ケーブルのこと）で運ばれたことが分かった。『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』<sup>11</sup>は、「明治三十二年諏訪索道株式会社を組織した。是は諏訪地方製糸業の発達に伴ひ、漸次燃料に石炭を使用するに至ったので、既に鉄道の開通を見た塩尻駅より隣村間下区との五哩間に鉄索を架設して、石炭並に諸物資を諏訪に移送せんと企てたものである」と記す。塩尻－岡谷開通前後の運行状況は以下の図の通り（実際には、塩尻駅から岡谷駅までは塩尻峠を南から回り込む（迂回する）形で岡谷に至る（「大八廻り」と称される——拙稿・前掲『統編』塩尻峠を越えて西条炭を運んだ鉄索の謎」37頁参照）——現在の中央東線は塩尻駅⇄みどり湖駅⇄（塩尻トンネル）⇄岡谷駅へとほぼ一直線である）。



## 一 謎の鉄索（ケーブル）のルートを再検証する——問題の所在

1. 講演会にて：「西条炭を運んだ鉄索の謎に挑む！」 以上を纏め、私は、平成30年6月に放送大学長野学習センター公開講演会<sup>12</sup>にて、「民法1条3項《権利の濫用は、これを許さない》—「信玄公旗掛松事件」その背景を探る—」という話をした。その中でとくに「西条炭を運んだ鉄索の謎に挑む！」という項目を加え、以下のような話をした。配布資料<sup>13</sup>に基づき再現しよう（下記【 】内）。〈以下は、インターネットで“地理院地図（電子国土Web）”“Googleマップ”“Yahoo！JAPAN地図”等を利用し、各自、場所・位置関係等を確認しながら進めて頂くと分かり易い。〉

【鉄索の終点「間下」については明確ではないが大凡分かっている。しかし、鉄索の起点「金子」についてはほとんど分からず謎である。

（1）鉄索の終点（終着地）は「間下」のどこ？ 岡谷市山下町の間下区民センター・間下十五社神社・間下堤公園・間下教員住宅等が間下の名残りを留めているが、どの辺りに鉄索が来ていたのであろうか。

（ア）五差路付近 『岡谷製糸業の展開 ふるさとの歴史 製糸業－農村から近代工業都市への道－』（伊藤正和氏執筆）<sup>14</sup>（以下『岡谷製糸業の展開』と略称）97頁⇄「岡谷市公民館から立正閣の方へ行く道と……間下の方へ行く道に分かれる所があり……その辺の所に鉄索の跡があって、そこからは油のような黒いネバネバしたものが出てくることがありました。」岡谷市公民館とは現在の間下区民センターのことと思われ、間下区民センターから立正閣の方へ行く道と間下堤公園へ行く道とに分かれる所（以下、五差路付近と称する）に「鉄索の跡」があったのであろう。

<sup>11</sup> 『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』（1941年（昭和16年）・片倉製糸紡績株式会社考査課）47頁。

<sup>12</sup> 2018年（平成30年）6月30日（13：30～16：00）、放送大学長野学習センターの教室で開催された。

<sup>13</sup> さらに、パワーポイントで「枯死前後の旗掛松」「日野春駅の給水塔」「日野春駅の信玄公旗掛松碑」「わが国初の国電とハニフ1」「武田信玄旗立イチイ（塩尻市片岡大宮八幡宮）」「間下・器械製糸工場中山社跡」「本城歴史資料館」「間下の鉄索」「間下五差路及び旧Y字路周辺拡大図」「金子を示す地図」「塩尻峠鉄索竣工や撤去の鉄索妨害などの当時の新聞記事」ほか計20数枚の写真・資料を紹介した。

<sup>14</sup> 『岡谷製糸業の展開 ふるさとの歴史 製糸業－農村から近代工業都市への道－』（平成6年・岡谷市教育委員会）。

(イ) 旧Y字路付近 かつて間下の住民だったA氏の貴重な話⇨「明治43年生まれのお父様が昭和の初め頃、上田から間下へ引っ越して来て米屋を始めた折、その店の裏手に、昔、線（鉄索）が来ていて、其処は鉄索の終着地（そのように言われていた場所）だったらいい、と父が言っていた。」その場所とは、県道254号線（楢川岡谷線）間下区民センター前交差点から約270m南下した所に横軸がU字のような（三叉槍の形の）交差点があるが、そのU字の底の辺りである（その交差点は以前Y字路（以下、旧Y字路という）だったが昭和61年頃にY字の真ん中から北へ道路を通した）。

(ウ) 今日、五差路付近にも旧Y字路付近にも鉄索の痕跡はない。西条炭を降ろした所が五差路付近であり、鉄索の事実上の終着地が旧Y字路付近であったかも知れない。あるいは、降ろした場所が間下に複数あったのかも知れない。終点には石炭置場があって其処から片倉製糸場ほか各製糸場へ運ばれたのであろう。

(2) 鉄索の始点「金子」はどこ？

(ア) 現在の塩尻市（東部地域）の地図に金子という地名は見当たらない。……塩尻東支所に問い合わせたところ、塩尻市に金子は存在しないとのことであった。

(イ) ところが、後日、同支所より……「塩尻市地名地図〔塩尻1/2〕の中に明治期の「金子が見つかった！」……との重要な情報（連絡）が入った。当該地図……を拡大鏡で見ると確かに塩尻市中西条北部辺りに小さく「金子」とある。塩尻市下西条健國神社から南へ約200mの中西条の一部及びその東部の水田……の辺りである（今日、鉄索の痕跡はない）。

(ウ) 旧塩尻駅から金子まで2km前後・徒歩で20数分。途中（塩尻市下西条）に信玄公開基の西福寺（さいふくじ：曹洞宗の寺）がある。塩尻駅着西条炭2万3322<sup>ト</sup>を金子まで1年365日運んだとして1日当たり約64<sup>ト</sup>⇨積載量1.5<sup>ト</sup>の荷馬車で40数台分（復路も入れると約90台）⇨西福寺の近傍を荷馬車が行き交ったに違いない。】

そして、「おわりに：謎の鉄索のルートはこれだ!？」との見出しで、推理を交えながら、概要、以下のように説明した。

【金子……⇨みどり湖駅の南……⇨みどり湖温泉の南……⇨三州街道善知鳥峠の塩尻側……を横断⇨塩嶺カントリークラブの北側……⇨やまびこ公園の北側……⇨「器械製糸工場中山社跡」から200m前後南……⇨間下堤公園と立正閣の間の辺り……を通り⇨間下の五差路付近へ下る……。筆者の推理であるが、金子からはほぼ5哩＝8kmになる。地図上は、金子（中西条付近）から間下（五差路付近）まで直線距離で約7.5kmであるが、塩尻峠周辺の地形を考えると、鉄索の架設ルートは直線的にはならず、地形に応じてジグザグに通したであろうから、その分だけ長さも増えたに違いない。そうすると、『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』の記す「塩尻駅より隣村間下区との五哩間」に限りなく近づいてくる。】

2. 金子から間下まで五哩 ところで、「五哩」の起点（金子側）であるが、『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』は「塩尻駅より」鉄索を引いたとするが、『平野村誌』及び『岡谷市史』は塩尻の「金子」からと記す<sup>15</sup>。後者が正確だと思う。当時の塩尻駅（昭和58年に現在の地に移転した）は、もう少し（550mほど）岡谷寄りにあった（旧塩尻駅舎跡地：塩尻市大門一番町1-1。現在“ヘルスパ塩尻”が建っている）。『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』のように、「塩尻駅」（＝「旧塩尻駅舎跡地」）より間下までとすると、両者間は少なくとも直線（水平）距離で9.5km（5.9哩）前後となり「五哩」を超えてしまうからである（金子から旧塩尻駅舎跡地まで直線（水平）距離で約1.8km、道なりに約2km（上述）である）。

<sup>15</sup> 拙稿・前掲「続編」塩尻峠を越えて西条炭を運んだ鉄索の謎」34頁～35頁参照。

なお、「五哩」について、これまで「五哩」を約8kmとしてきたが、本考察ではもう少し細かく8.05kmとして進める。

3. 一つの問題 その後、講演会での説明の一部に再考を要する事柄のあることに気付いた。講演会の「金子（中西条付近）から間下（五差路付近）まで直線距離で約7.5kmであるが、塩尻峠及びその周辺の地理的状况を考えると、鉄索の架設ルートは直線的にはならず、地形に応じてジグザグに通したであろうから……五哩（約8km）に限りなく近づいてくる」との説明に対し、ある聴講者から「鉄塔のケーブルは、普通、直線的に通すものではないか」との意見・指摘があった。私は、「改めて検討・考察したいと思います」と返答したように思う。

たしかに、スキー場のリフトやゴンドラのケーブルはほとんど直線的に引かれている。電力会社の送電鉄塔は大きいので設置状況がよく分かる。大体、送電線は直線的に張られているようだが、山岳地域では、その地理的事情により途中で向きが変わる（曲がる）ところも少なからずある。本考察で問題にしている塩尻峠越え（それも上昇して下降するだけ）のケーブルならば、金子から間下まで（「ジグザグ」でなく）直線的に（最短距離で）引いた方が経済的であろうし、また、それが困難な地形もなさそうである（上り下りの分は仕方がない）。ただ、そうなると、上述のように（7.5kmから）五哩（8.05km）へと「限りなく近づいてくる」（7.5km+ジグザグの分）などとは言えなくなる。真相はどうか、改めて考察・検証する必要がある。これが“再考を要する事柄”である。

4. 鉄索についての再考 そこで、金子から間下までの鉄索についての再考を試み、併せて上記2編の論文に収め切れなかった事などとともに〈補遺編〉として纏めたのが本稿である（下記（1）～（3）をもって、「改めて考察・検証」（上述）したことの結論としたい。それは同時にご意見を下さった聴講者（お名前をお聞きすることもなかったが）への返答でもある）。

（1）鉄索の終点となる間下（現在の岡谷市山下町）の五差路の場所は分かっているが、起点となる金子の具体的な場所が不明である。上述の「塩尻市下西条健國神社から南へ約200mの中西条の一部及びその東部の水田……の辺り」で間違いはないだろうが漠然過ぎる。目印のようなものを示すならば、“中西條稻荷神社の東側の田圃付近”がちょうどいい。小さな祠を覆う建物の正面上部に「正一位中西條稻荷神社」と書かれた額（扁額）が掛かる神社である。その西條稻荷神社の東は田圃であり、其処から南東の方角に塩尻峠が望める（当神社の場所はインターネットで確認できる。Yahoo！JAPAN地図には塩尻市大字中西条の細い路地に「中西條稻荷神社」と載っている。ただ、Googleマップには載っていない。ついでに、岡谷の間下（五差路）の位置をインターネットで調べると「間下区民センター」（上述）の近くにあることが確認できる）。

そこで、今回、地図の上で、できるだけ精確・丁寧、間下五差路から中西條稻荷神社の東側の田圃付近、それもなるべく金子の外れ（塩尻駅に最も近い金子＝五差路から最も離れた金子）の辺りまで直線を引いてみた。すると約7.8 kmになった（上記講演会ではこれを7.5kmと言ったが、ここで7.8 kmに訂正する）。どうしても「五哩」（8.05km）に届かない。ただ、塩尻峠を越えるのだから、上昇・下降の斜辺分だけケーブルの全長も7.8kmより長くなるはずである——ここが問題解決の鍵となりそうである。

それでは、塩尻峠を越えると全長はどれくらいになるのか。上記の間下五差路から金子の外れまでの直線ルートは、以下のようになる（下記【 】内）。〈なお、距離についてはGoogleマップを利用し、標高（概数ということでご了解願いたい）については地理院地図（電子国土Web）を利用したことを明記しておきたい。〉

【金子（塩尻市中西条）〔標高725m前後〕 ⇨ JR中央本線みどり湖駅の南（常光寺との中間付近）〔標高760m前後〕 ⇨ 三州街道（塩尻宿（塩尻市塩尻町）から岡崎宿（岡崎市材木町）に至るまで信濃と三河を結ぶ街道：国道153号線）善知鳥峠塩尻側付近（中央本線と交差する辺り）を横断〔標高790m前後〕 ⇨ みどり湖温泉の南〔標高850m前後〕 ⇨ 塩嶺高原別荘地・塩嶺カントリークラブの北側から塩嶺体験学習の家の南側〔標高1000m前後～940m前後〕 ⇨ 塩嶺カントリークラブの東端付近〔標高1100m前後〕 ⇨ 内山霊園付近〔標高1000m前後〕 ⇨ やまびこ公園の北側からやまびこスケートの森トレーニングセンター付近〔標高950m前後～940m前後〕 ⇨ 「器械製糸工場中山社跡」の約200m南〔標高850m前後〕 ⇨ 現在の立正閣の約100m北（立正閣は当時存在していない）・間下堤公園及び間下十五社神社の約200m南の辺り〔標高820m前後〕を通り抜け⇨間下の五差路付近へ〔標高790m前後〕⇨旧Y字路付近〔標高786.5m前後〕。】

なお、以下、上述のように五差路を五差路付近、Y字路を旧Y字路付近という。五差路付近から旧Y字路付近までの距離は少なくとも230m前後である。<上記「器械製糸工場中山社」というのは、『平野村誌 下巻』によれば、「明治八年武居代次郎を盟主とする九人…の協力によって、間下字中山の地に設立された……明治初年に於ける間下村の座繰製絲業者は二十名に餘つたが、その中六年及び七年の間に器械製絲に改めたものが九人で、中山社はそれ等の人々の合同による合資的の組織であった」<sup>16</sup>とされる（拙稿・前掲『《続編》塩尻峠を越えて西条炭を運んだ鉄索の謎』44頁の注73も参照されたい）。>

（2）さて、鉄索の出発点金子（上述（1）⇨塩尻駅に最も近い金子付近）は標高約725m、そこから上記鉄索のルートを通り水平距離で大体5650m離れた地点の真上（塩嶺カントリークラブ東端付近）が最高地点となり標高は約1100mである。金子と最高地点との高低差は約375mとなる。

①このことを前提に、底辺（ $a=5650\text{m}$ ）、高さ（ $h=375\text{m}$ ）の直角三角形の斜辺 $b$ の長さを求めると、5662mになる（三平方の定理 $a^2+h^2=b^2$ ⇨ $b=\sqrt{a^2+h^2}$ を算出した：小数点以下は切り捨てた。以下同じ）。これが金子から最高地点までの鉄索の長さ（斜距離）になる（次頁【図2】参照）。

②次に、最高地点1100mから間下五差路付近・標高790mへと310m下降するが（高低差）、最高地点から間下五差路付近までは、水平距離で約2150mである。これを①の場合と同様に、底辺（ $a$ ）2150m、高さ（ $h$ ）310mの直角三角形を描き、 $a^2+h^2=b^2$ により $b$ （斜辺）を求めると2172mとなり、これが最高地点から間下五差路付近までの鉄索の長さ（斜距離）となる（次頁【図2】参照）。

③以上、鉄索の上昇分の5662m（斜距離）と下降分の2172m（斜距離）の合計7834mが金子から間下五差路付近まで引かれた鉄索（ケーブル）の全長となる。しかし、これでも『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』のいう「五哩」8.05kmに届かない。

④そこで、浮上してくるのが上述の“旧Y字路説”である。鉄索が間下の五差路付近からさらに水平距離で約230m離れた旧Y字路付近まで引かれた（五差路付近を経由し多少南側に方向転換することになるが）と考えると、鉄索の全長は8064m（7834m + 230m）となる。「五哩」（8.05km）を14mほどオーバーするが許容範囲内（もしくは誤差の範囲内）といえよう（上記の金子の起点（机上での起点）を14mほど間下側にずらせば8.05km丁度でも可能である）。ここにおいて、一応、全長8.05kmの検証・確認ができたように思う。<ちなみに、五差路付近の標高は約790m、旧Y字路付近の標高は約786.5m、両地点の標高差は約3.5mとなる。高さ3.5m（ $h$ ）、底辺（水平距離）230m（ $a$ ）、斜辺（ $b$ ）の直角三角

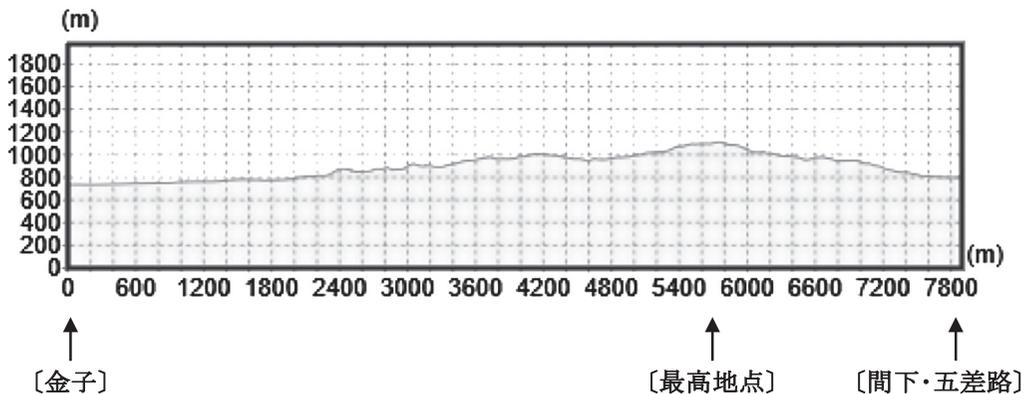
<sup>16</sup> 前掲『平野村誌 下巻』152頁。

形を描くと、斜辺（斜距離）の長さは230.026mとなり、上記の五差路付近から旧Y字路付近までの水平距離230mとほとんど変わらない（下記【図2】参照）。>

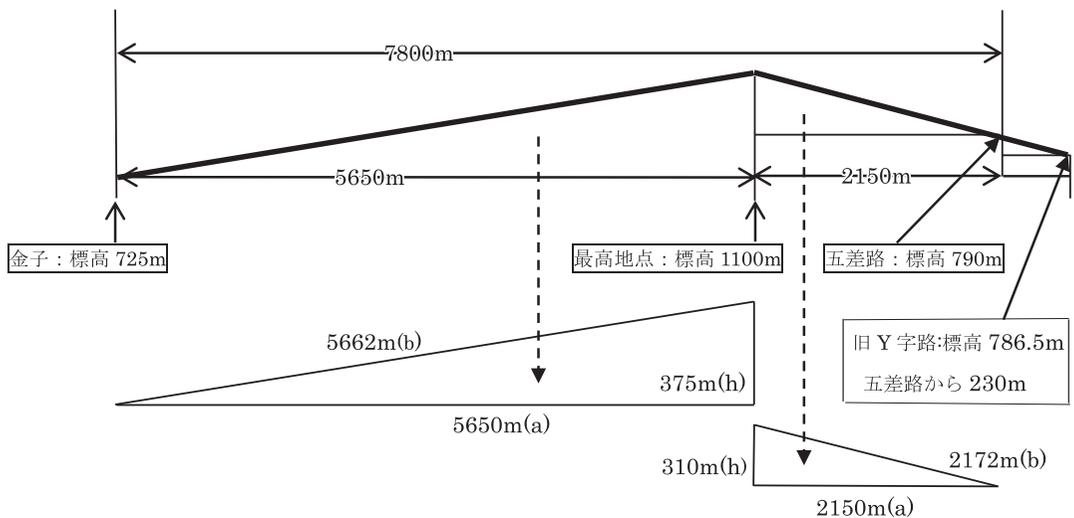
⑤かくして、旧Y字路付近まで鉄索が引かれていたという証言（旧Y字路説）の裏付けが可能となるのである。

（3）下記の【図1】は、金子付近から間下付近までの断面図である（地理院地図（電子国土Web）の「断面図」機能を利用した）。【図1】の断面図をもとに上記（2）の①～④の大まかな図（単純化した図）を描くと【図2】になる。

【図1】 地理院地図（電子国土Web）の「断面図」にて作成



【図2】 金子－間下：鉄索（ケーブル）の長さ（太線）



< 【図1】の断面図を見ると、金子から4200m付近で一旦下降し再び上昇して最高地点1100mに達しているほか、小さな上り下りが複数ある。さらに言えば、塔と塔の間でケーブルの弛みも生じるだろう。正確には、これらの事情も考慮し全長を計算すべきだろうが、ここでは省略し（私自身、計算・計測困難という事情もある）、【図2】のような単純化した形で進めた（高さを少々強調した図になっている）。本考察ではそれで十分だと思うからである。>

## 二 西条駅（西条炭積出駅）周辺と本城民俗資料館及び松本区裁判所

1. 西条駅周辺と姨捨山の伝説 長野駅で篠ノ井・松本方面の普通列車に乗ると、篠ノ井駅⇨稲荷山駅⇨桑ノ原信号場⇨姨捨（おばすて）駅⇨冠着（かむりき）駅⇨聖高原駅⇨坂北駅⇨西条駅（西条炭積出駅）⇨明科駅（大逆事件の発端となる明科爆裂弾事件の現場がある）⇨田沢駅⇨松本駅⇨南松本駅⇨平田駅⇨村井駅⇨広丘駅⇨塩尻駅の順で停車する。篠ノ井駅から塩尻までが篠ノ井線の区間である。姨捨駅（標高551m、長野県千曲市大字八幡姨捨）の下方に“姨捨の棚田”が広がる（江戸時代に姨捨山麓の棚田開発が進められ、その棚田に映る月は、“田毎（たごと）の月”といわれ、「我がころなぐさめかねつ更級や姨捨山に照る月を見て」<sup>17</sup>と詠まれた<sup>18</sup>）。平成11年に「日本棚田百選」に認定され（農林水産省）、平成22年に「国の重要文化的景観」に選定された（文化庁）。次が冠着駅（長野県東筑摩郡筑北村坂井）で冠着山（標高1252m）の中腹にある。冠着山は、姨捨山（あるいは更科山・更級山）とも称され、姨捨の伝説で知られるが、陸生の“ヒメボタル”群生地でもある。冠着山のヒメボタルは、ゲンジボタルより一回り小さく繁殖時に強い光を点滅させるのが特徴だという<sup>19</sup>。“姨捨山”といわれるが、田毎の月が映り冠着山のヒメボタルが乱舞する幻想的な夜景などロンチックな観光スポットを擁する山なのである。

2. 本城（ほんじょう）民俗資料館と松本区裁判所 冠着駅から松本方面に三つ目が西条駅（長野県東筑摩郡筑北村西条）である。この駅は、周辺で採掘される西条炭を塩尻・岡谷へ送るための積出駅としての役割を担い、明治33年（1900年）11月1日、篠ノ井駅－西条駅開通と同時に開業し旅客・貨物の取扱を開始した。西条駅から徒歩10分の所に老朽化した旧本城民俗資料館（現在、閉館）がある。この建物は、かつて松本区裁判所西条出張所・法務局西条登記所だった。『本城村誌 写真集』（2002年・本城村誌刊行委員会）によると、この西条登記所につき、「村の先覚者が登記所はぜひ村内に設置したいものと、敷地はもちろん建設費も全額村民の寄付金で完成し、献納を上申し聴許された。（明治21年9月）」とされている<sup>20</sup>。斎藤保人『西条炭採掘史攷－諏訪岡谷の製糸業を支えた燃料炭－』によれば、「明治二十二年（1889）、小さな農山村である本城村に『松本区裁判所西条出張所』……が設置されるに至った……炭鉱の開発や石炭採掘の投機熱に燃えた鉱山師たちの鉱区の登記や試掘・採掘の申請は一層盛んになり、この松本区裁判所西条出張所が賑わった」<sup>21</sup>とされる。

私は、前掲『続編』塩尻峠を越えて西条炭を運んだ鉄索の謎』において、「登記所としての松本区裁判所西条出張所の背景・歴史的経緯等に関して一考の余地があるように思われ、できるなら別

<sup>17</sup> 「古今和歌集巻17・787」（詠み人知らず）『古今和歌集』（佐伯梅友・岩波文庫）所収。『新版古今和歌集・現代語訳付き』（高田祐彦訳注・角川ソフィア文庫）391頁（訳注（878）：「私の心はどうしても慰めることができないでいる。更科の姨捨山に照る月をみていると」）。芭蕉は「佛や姨ひとりなく月の友」「いざよひもまだ更級の郡かな」、一茶は「けふといふ今日名月の御側かな」と詠んだ。

<sup>18</sup> 菅原孝標女『更級日記』にも姨捨山の月が詠われ（「月も出でて闇にくれたる姨捨になにと今宵たづね来つらむ」、更級は孝標女の亡夫の最終赴任地である（菅原孝標女・川村裕子編『更級日記』（角川ソフィア文庫）201頁～204頁、230頁～231頁参照）。

<sup>19</sup> 数年前、放送大学長野学習センター客員教授室で昆虫学者（動物生態学）藤山静雄先生（信州大学名誉教授）が冠着山のヒメボタルの話を読まれたのを聞いて知った。藤山先生は、現在も松本市で「松本ホタル学（まなぶ会）」を主宰し「ホタルも棲める良い自然」の重要性を訴えその実践・教育活動をしておられる。

<sup>20</sup> 『本城村誌 写真集』（2002年・本城村誌刊行委員会）85頁に掲載されている「法務局西条登記所」「往時の西条登記所関係者」の写真及び説明を参照。

<sup>21</sup> 斎藤保人『西条炭採掘史攷－諏訪岡谷の製糸業を支えた燃料炭－』（2007年・西条炭採掘研究会）43頁。

個考察を進めようかと思慮している」<sup>22</sup>と述べたが、昨今、機敏な資料収集・現地調査等の実施が特殊な事情により難しくなっている<sup>23</sup>。

以下、松本市立博物館・松本市歴史の里編集『旧長野地方裁判所松本支部庁舎調査報告書 市民が守った文化財～旧長野地方裁判所松本支部庁舎のあゆみ～』による松本区裁判所の説明を紹介するに留めておこう。明治9年：松本裁判所・松本区裁判所、明治13年：松本始審裁判所・松本治安裁判所、明治16年：長野始審裁判所松本支部・松本治安裁判所、明治23年：長野地方裁判所松本支部・松本区裁判所、昭和22年：長野地方裁判所支部・松本簡易裁判所、という変遷があり<sup>24</sup>、「明治前期の本庁の機能を有していたころは、上級の裁判所の（松本裁判所、松本始審裁判所の名称を用い、明治16年以降に支所・支部となったことを契機に、下級の裁判所（松本治安裁判所、松本区裁判所）の名称を用いることになったと考えられる。明治23年以降、長く「松本区裁判所」の名称を用いてきたが、戦後に『松本区裁判所』が廃止となったことで、『長野地方裁判所松本支部』という名称が用いられることとなったと推測される。ただし、住民のなかには戦後になっても『松本区裁判所』と呼ぶこともあったようである」<sup>25</sup>とされている。（下線は後藤による。）

### 三 松本区裁判所庁舎と司法博物館（「松本市歴史の里」）・小仁熊ダムほか

1. 筑摩県聴訟課と開産社 我が国に残る唯一の和風建築の地方裁判所が長野自動車道松本IC近くの「松本市歴史の里」（松本市島立）に展示保存されている。それが旧松本区裁判所庁舎（旧長野地方裁判所松本支部庁舎）の建物であり、明治41年（1908年）に松本城二の丸跡に建てられた。明治4年（1871年）に信濃国中部及び南部と飛騨国（現在の長野県中信地方及び南信地方と岐阜県飛騨地方・中津川市の一部）を管轄するため筑摩県が置かれ、松本城二の丸御殿跡地に筑摩県庁が設置された。その筑摩県庁に裁判を担当する「聴訟課」（下記（1）参照）が置かれていたが、筑摩県庁が明治9年6月19日に全焼した。明治9年9月13日、松本に地方裁判所が置かれ（上述）、同年12月1日に「開産社」（下記（2）参照）内の仮庁舎にて開庁。明治11年6月20日、筑摩県庁跡地（松本城二の丸御殿跡地）に新庁舎竣工、7月1日に開庁し仮庁舎から移転した。その後、庁舎が手狭になったため改築が行われ、明治41年5月31日に新庁舎が竣工。この新庁舎の建物が旧松本区裁判所庁舎（さらに後述する）である<sup>26</sup>。

なお、下記（四－1）の年表に掲げたが、明治41年9月から12月半ばにかけて、平塚らいてう（明：はる）が松本市郊外“中山”の民家に滞在し、松本を舞台とするエッセイ「高原の秋」（明治44年刊行）を書いている（拙稿「平塚らいてうと中川善之助先生」<sup>27</sup>をご覧ください）。

（1）「聴訟課」について 明治の初め各地で裁判を担当したのは府藩県だったが、明治4年の

<sup>22</sup> 拙稿・前掲「《続編》塩尻峠を越えて西条炭を運んだ鉄索の謎」34頁の注46。

<sup>23</sup> この度の新型コロナウイルスという特殊な事情によるが、私の年齢的な事情ももちろんある。

<sup>24</sup> 『旧長野地方裁判所松本支部庁舎調査報告書 市が守った文化財～旧長野地方裁判所松本支部庁舎のあゆみ～』（2017年（平成29年）・松本市立博物館 松本市歴史の里（編集/発行）18頁の「松本裁判所誕生からの名称の変遷」を参照（以下、『旧長野地方裁判所松本支部庁舎のあゆみ』と略称）。

<sup>25</sup> 前掲『旧長野地方裁判所松本支部庁舎のあゆみ』18頁。

<sup>26</sup> 前掲『旧長野地方裁判所松本支部庁舎のあゆみ』14頁～17頁参照。

<sup>27</sup> 拙稿「平塚らいてうと中川善之助先生」（2019年『専修総合科学研究27号』）37頁～70頁。平塚らいてう「高原の秋」は、平塚らいてう著作集編集委員会『平塚らいてう著作集1 青鞥』所収（1983年・大月書店）のものが閲覧しやすい。

廃藩置県直後、同年11月27日、政府は統一的な地方行政制度を実施すべく太政官達により「県治条例」を定めた（明治4年11月27日（達）太政官第623号）。この県治条例は、県治職制につき、県令は「縣内ノ人民ヲ教督保護シ條例布告ヲ遵奉施行シ租税ヲ収メ賦役ヲ督シ賞刑ヲ判シ非常ノ事アレハ鎮臺分営へ稟議シ便宜処スルヲ掌ル」とし（明治4年、東京、大阪、東北（仙台）、鎮西（熊本）に鎮台が置かれている）、県庁の事務を庶務課、聴訟課、租税課、出納課に分け、聴訟課は「縣内ノ訴訟ヲ審聴シ其情ヲ尽シテ長官ニ具陳シ及県内ヲ監視シ罪人ヲ処置シ捕亡ノ事ヲ掌ル」<sup>28</sup>とした。つまり、各県に「聴訟課という犯罪捜査、犯人逮捕、訴訟、裁判、監獄担当する課を設置させ……1874年、県の出先機関として警察署のもっともふるい前身といえる取締所を設置した」<sup>29</sup>とされる。明治5年8月3日、太政官達によって「司法職務定制108号が制定され、仮定の心得で施行され……司法省は全国法憲を掌り、各裁判を統括する。省務を分けて裁判所、検事局および明法寮とする。裁判所に司法省臨時裁判所、司法裁判所、出張裁判所、府県裁判所および区裁判所の五種類がある」<sup>30</sup>とされる。

島崎藤村の『夜明け前』に「筑摩県聴訟課」が出てくる。参考までに引用しておこう。

「その時、半蔵は先輩に酒をすすめながら、旧庄屋の職を失うまでの自分の苦い経験を、山林事件のあらましを語り出した。彼に言わせると、もしこの木曾谷が今しばらく尾州藩の手を離れずにあつて、年来の情実にも明るい人が名古屋県出張所の官吏として在職していてくれたら、もっと良い解決も望めたであろう。今のうちに官民一致して前途百年の方針を打ち建てて置きたいという村民総代一同の訴えもきかれたであろう。この谷が山間の一僻地で、舟楫運輸の便があるでもなく、田野耕作の得があるでもなく、村々の大部分が高い米や塩を他の地方に仰ぎながらも、今日までに人口の繁殖するに至ったというのは山林あるがためであつたのに、この山地を官有にして人民一切入るべからずとしたら、どうして多くのものが生きられる地方でないぐらいのことは、あの尾州藩の人たちには認められたであろう。いかんせん、筑摩県の派出官は土地の事情に暗い。廃藩置県以来、諸国の多額な藩債も政府においてそれを肩がわりする以上、旧藩諸財産の没収は当然であるとの考えにでも支配されたものか、木曾谷山地従来慣例いかなんぞは、てんで福島支庁官吏が問うところでない。言うところは、官有林規則のお請けをせよとの一点張りである。その過酷を嘆いて、ひたすら寛大な処分を嘆願しようとするれば、半蔵ごときは戸長を免職せられ、それにも屈しないで進み出る他の総代のものがあつても、さらに御採用がない。しいて懇願すれば官吏の怒りに触れ、鞭で打たるに至ったものがあり、それでも服従しないようなものは本県聴訟課へ引き渡しきつと吟味に及ぶであろうとの嚴重な口達をうけて引き下がって来る。その權威に恐怖するあまり、人民一同前後を熟考するいとまもなく、いったんは心ならずも官有林のお請けをしたのであつた。

『一の山林事件は、百の山林事件さ。』

と正香は半蔵の語ること聞いたあとで、嘆息するように言った。<sup>31</sup>

(2) 「開産社」について 上述のように、明治9年（1876年）12月1日に松本地方裁判所が開庁した時の仮庁舎が「開産社」内にあつた。開産社は、明治7年筑摩県が産業振興のために設立した会社であり、当時の筑摩県税課北原稲雄を社長に任命し、松本六九（ろっく）町の南側旧藩御蔵役所を修繕して事務所とし、明治8年3月15日に開設された（実際には前年の12月19日に営業開始）。六九

<sup>28</sup> 『法令全書』明治4年11月27日（達）420頁～421頁。

<sup>29</sup> 百瀬孝『内務省一名門官庁はなぜ解体されたか』（2001年・PHP新書）117頁～118頁。

<sup>30</sup> 石井良助『法制史』（体系日本叢書4）（1969年・山川出版社）305頁。

<sup>31</sup> 島崎藤村『夜明け前』（第二部（下）第九章四の半ば辺り一岩波文庫）70頁以下。

町は松本の中心部を流れる女鳥羽川沿いにかつて存在した旧町名である。松本城から現在の大名町通りを南下し千歳橋の手前まで歩くと、緩やかなS字カーブの西側に「千歳橋」（せんさいばし）と書かれた石柱と「江戸時代末の旧町名 六九町」と刻まれた小さな石柱が並んで建っている。その後方（地図上は西）に「南側旧藩御蔵役所を修繕し事務所」としていた開産社があった<sup>32</sup>。なお、齋藤修「地方レベルの殖産興業政策－山梨県の事例を中心として」という論文に開産社に関する言及がある。その一部を引用しておこう。

「大久保政権下の殖産興業政策に呼応した事例として筑摩県の開産社がある。……開産社は、1873（明治6）年に権令永山盛輝のイニシアティブで作られた機関で、資本としては、旧伊那県・高山県引送金と飛騨地方安石代廃止に伴う増徴分のうち2割貸下との他に、『県官一同出金穀』『士族一同出穀』『管下一般町反掛出穀』——すなわち筑摩県民全員を対象とした強制醸出によっていた。半官半民という以上に官営事業としての性格が強いといえよう。また、各支社長は大区長であり、この点には旧大庄屋システムの直接的な応用を想わしめるものがある。その業務は当初、（i）救恤事業と（ii）勸業資金貸付であったが、1876（明治9）年筑摩県から長野県へと変わって以降は、（iii）染織工場経営、（iv）物産博覧会・農事会なども行うようになった。他方、筑摩県の廃止の際、開産社組織は長野県全域に拡大されず、したがってまた積穀も停止された。1881（明治14）年には県より独立、救恤事業が停止され、翌々年には欠損の多い染織工場を切り離しており、その後から事実上、一銀行類似会社へと変質していった。そして1888（明治21）年、拝借金を完済して解散するに至った。」<sup>33</sup>

**2. 司法博物館（現“松本市歴史の里”）と重要文化財“旧松本区裁判所庁舎”** 1977年（昭和52年）、長野地方裁判所松本支部庁舎（旧松本区裁判所庁舎）が現在の場所（松本市丸の内10-35）へ新築移転することになり、明治41年建築の庁舎は翌年解体予定であった。これに対し市民の間で熱心な保存運動が起こり、結果的に、1982年（昭和57年）、「日本司法博物館」（財団法人日本司法博物館運営）として現在の地（松本市島立）に移築復元され、1985年（昭和60年）、県宝に指定された。2002年（平成14年）に同財団法人解散により松本市が引き継ぎ（土地取得・運営移管）、名称が「松本市歴史の里」と変わった。2017年（平成29年）、上記庁舎が「旧松本区裁判所庁舎」として国の重要文化財に指定された<sup>34</sup>。日本司法博物館開館当初、日本法制史の泰斗・石井良助先生（元東京大学名誉教授）が館長として講演されたことがある<sup>35</sup>。

<sup>32</sup> 開産社に関しては、『松本市史（下巻）』（1933年・松本市）380頁以下、中村寅一「開産社始末－明治初年に於ける地方勸業金融の一例」『社会経済史学』第7巻第5号（1937年・社会経済史学会）573頁以下参照。

<sup>33</sup> 齋藤修「地方レベルの殖産興業政策－山梨県の事例を中心として」（『松方財政と殖産興業政策』（1983年・東京大学出版会）270頁）。

<sup>34</sup> 平成29年11月28日官報告示号外256号（文部科学省告示第177号）。なお、旧本城民俗資料館（旧松本区裁判所西条出張所・旧西条登記所）の建物が明治23年当時のものだとすれば（この点は調査・検証を要する）、本庁の旧松本区裁判所庁舎（明治41年竣工）より古く、その意味で“貴重な遺産”といえるのではなかろうか。

<sup>35</sup> 石井良助先生（1907年～1993年）は、私の日本法制史の恩師であり、上記講演会当日（夏の暑い日だった）、久々にお会いし講演後30～40分ほどの談話の後、軽井沢の別荘へ戻られた。学部時代、石井先生の“日本法制史ゼミナール”に所属していた私は、3年の夏休みに郷里の“入会山”について調べ、大学ノート2冊程に纏め石井先生に提出したところ、きちんと読んで下さり「よくあれだけ書いたね、研究するかね」と仰った。今思えば研究といえるものではないのだが、先生に読んで頂いたことが無性に嬉しかった。身の程も弁ませず私が研究の道を意識し始めたのはこの頃である。先生は「昨日まで知らなかったことを今日知るの楽しいものだよ」とよく言われた。大学院博士課程のとき石井先生のマンツーマンの授業を受けたことがある。先生は日本法制史のある研究書を指定され「読んでおかしい箇所を指摘しなさい、悪い見本を教えよう」と仰った。何を指摘（報告）したか覚えていないが（恐る恐る報告したように思う）、先生は「うん、うん」と聞いておられた。学問研究に対する厳格な姿勢・真摯な態度を教えようとしたのである。在りし日の先生のお姿が偲ばれる。

“松本市歴史の里”には、そのほか「旧昭和興業製糸場」（下諏訪町で昭和初期～平成7年まで操業した製糸工場：平成8年に移築復元）、「工女宿宝来屋」（松本市重要文化財——江戸時代後期に松本と飛騨高山を結ぶ野麦街道沿の集落“旧奈川村川浦”に建てられ旅人宿であり、明治から大正にかけて飛騨地方から諏訪・岡谷製糸工場へ向かう工女たちが数多く宿泊したとされ、昭和58年移築復元。なお、松本市内から野麦峠まで車で1時間半～2時間弱、岐阜県高山市高根町野麦に「野麦峠の館」がある）、「山本茂実展示コーナー」（山本茂実は松本市出身で『あゝ野麦峠』の著者）<sup>36</sup>、「木下尚江生家」<sup>37</sup>「川島芳子記念室」等がある。是非、“松本市歴史の里”を訪れ「建造物自体が伝えるそれぞれの歴史的空間の再現（情景再現）」を実感して頂きたい<sup>38</sup>。

3. 小仁熊ダム（富蔵ダム）と西条炭 西条駅から国道403号線を北上し“西条温泉とくら”付近で左折し道なりに進むと、堤高36.5mの“小仁熊（おにくま）ダム”に辿り着く（長野県東筑摩郡筑北村西条富蔵という地であり、富蔵（とくら）ダムと呼ぶ人も多い——2004年（平成16年）竣工）。西条駅から車で10分弱である。南北に細長いダム湖の上を長野自動車道が斜めに横切る。小仁熊ダム建設に際し、ダムサイトには炭坑跡——まさに栄華の跡といえる——が多数あることが分かったため、その抗にコンクリートを充填するため費用がかさみ建設工事費が膨れ上がり大事業となったようである。「昭和58年度に実施計画調査を開始し、平成元年度に建設採択され……ダム本体の建設のほか、付替道路、分水堰、導水路並びに貯水池周辺の環境整備等を行い、平成16年8月に湛水試験が完了し完成したもので、総事業費は約210億円……本ダムの特徴は、洪水時に隣接する東条川の水を小仁熊川に分水し、東条川と小仁熊川の両河川を同時に管理すること、また石炭採掘跡の止水対策として、斜坑トンネルを石炭層に沿って掘削し、その後コンクリートによる閉塞を行ったことが挙げられ」<sup>39</sup>とのこと。ここの石炭も近隣のものと共に“西条炭”として明治37年4月から39年6月までの一時期（2年2か月）、あの“鉄索”で塩尻峠を越えたのである。

#### 四 わが国最初の国電“ハニフ1”及び信玄公旗掛松事件前後の社会情勢ほか

##### 1. 信玄公旗掛松事件前後の社会情勢・諸状況関連の年表（参考）

1872年（明治5年）：官営富岡製糸場設立

1875年（明治8年）：武居次代郎が諏訪郡平野村間下字中山にて本格的器械製糸場を建設（中山社：跡地に「器械

<sup>36</sup> 拙稿・前掲「絹の道と権利の濫用」60頁～62頁（「諏訪地域製糸業の発展と工女」の箇所及び注92・93・93）を参照されたい。

<sup>37</sup> 松本市に隣接する山形村の清水寺（きよみずでら）の近くに「普選の父 中村太八郎先生」という石碑が建っている（山形村は中村太八郎の郷里である）。その石碑には松本で「普通選挙期成同盟会」を共に結成した木下尚江の「秋晴れの 高き空にも似たりける 君を思ふて涙こぼるる」が刻まれ、「平野義太郎書」とある（大学院生の頃、平野義太郎『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』（1924年・有斐閣）を神田の古本屋で購入し背伸びしながら読んで覚えがある）。10年ほど前、木下尚江所縁の場所を訪ねるバス見学ツアー（「松本市歴史の里」主催）に夫婦で参加したことがある。講師は上條宏之先生（信州大学名誉教授・元長野県短期大学学長）であり、山形村を巡りながら中村太八郎の話は実に面白かった。

<sup>38</sup> 「松本まるごと博物館」のHPで「松本市歴史の里」を検索されたい。

<sup>39</sup> 一般財団法人ダム技術センター「ダムニュース」No.254（2005年（平成17年）1月）の「小仁熊ダム竣工式—長野県—」記事を参照。詳しくは、長野県土木部松本建設事務所・奈良井川改良事務所編・発行『小仁熊ダム工事誌』（2004年（平成16年））がある。西条付近の炭鉱や地質について地質学者の小坂共栄先生（信州大学名誉教授）にお聞きした際、小仁熊ダムの炭坑跡のことや炭採掘跡へのコンクリート充填・ダム建設工事費膨張のことを話して下さり、私の知ることとなったのである。

製糸工場中山社跡」という石碑が建っている)

- 1876年(明治9年):松本裁判所・松本区裁判所が置かれる
- 1878年(明治11年):初代片倉兼太郎が諏訪郡川岸村に垣外製糸場を設立
- 1886年(明治19年):甲州財閥(甲州出身実業家)による甲武鉄道の設立
- 1889年(明治22年):4月に新宿-立川営業開始、8月に立川-八王子営業開始⇨新宿-八王子開通(甲武鉄道) / 2月に大日本帝国憲法公布(翌23年11月施行) / 民法典論争始まる(穂積八東「民法出でて忠孝亡ぶ」)
- 1890年(明治23年):長野地方裁判所松本支部・松本区裁判所
- 1891年(明治24年):6月に富岡製糸場を三井に払下 / 大津事件 / 足尾鉍毒事件
- 1892年(明治25年):「鉄道敷設法」制定(国有鉄道)
- 1894年(明治27年):名古屋と八王子の各側から鉄道建設工事開始⇨八王子・名古屋の中間点宮ノ越で繋ぐ計画《宮ノ越から八王子側が東線、名古屋側が西線:現在は塩尻駅より東京側が中央東線、名古屋側が中央西線》 / 10月に新宿-信濃町-四ツ谷-牛込(市ヶ谷駅と飯田橋駅の中間の辺り)営業開始(甲武鉄道)
- 1895年(明治28年):片倉組設立 / 4月に牛込-飯田町(飯田町駅は終着駅:飯田橋駅と水道橋の中間の辺り)営業開始(甲武鉄道)
- 1896年(明治29年):4月に民法公布(明治31年7月施行)
- 1901年(明治34年):八幡製鉄所操業開始 / 足尾鉍毒問題につき田中正造が日比谷公園の角で明治天皇に直訴(⇨直訴状は幸徳秋水が書き田中正造が加筆修正)
- 1902年(明治35年):6月に西条-松本開通、12月に松本-塩尻開通
- 1903年(明治36年):12月に甲府-韭崎開通 / 10月に幸徳秋水・堺利彦『平民新聞』発行(平民社)
- 1904年(明治37年):2月に日露戦争勃発⇨富士見-岡谷間の工事中断⇨諏訪岡谷製糸家ら工事継続請願運動 / 4月に諏訪索道株式会社の鉄索稼働開始 / 8月21日、飯田町-中野でわが国初の電車が運転開始⇨12月に飯田町-御茶ノ水⇨電車運転開始⇨御茶ノ水-八王子が繋がる(甲武鉄道) / 同月、中央本線の韭崎-富士見開通(この間に日野春駅と小淵沢駅がある)
- 1905年(明治38年):西条炭2332<sup>ト</sup>が岡谷へ / 11月に富士見-岡谷開通⇨岡谷-八王子が繋がる / 夏目漱石『吾輩は猫である』
- 1906年(明治39年):6月に塩尻-小野-辰野-岡谷開通『鉄索稼働終了』 / 10月に鉄道国有法(3月公布)に基づき甲武鉄道の国有化(買収)⇨御茶ノ水-八王子が国有鉄道として八王子以西と繋がる / 南満洲鉄道株式会社設立(総裁:後藤新平) / 島崎藤村『破壊』、夏目漱石『坊ちゃん』
- 1907年(明治40年):足尾銅山暴動事件 / 松本市発足
- 1908年(明治41年):9月~12月半ばまで平塚らいてう(22歳)松本市郊外に滞在、『高原の秋』ほかを執筆(3月に夏目漱石の弟子森田草平との心中未遂事件(いわゆる塩原事件))
- 1909年(明治42年):日本・生糸輸出量出世界一
- 1910年(明治43年):11月に塩尻-宮ノ越開通(中央東線工事終了) / 大逆事件(幸徳秋水事件)
- 1911年(明治44年):5月に名古屋からの中央西線(木曾福島-宮ノ越開通)と中央東線が繋がる⇨中央本線全通 / 工場法公布(大正5年施行)⇨工場労働者の保護を目的とした法律⇨1947年(昭和22年)に労働基準法の施行により廃止 / 1月24日幸徳秋水死刑 / 9月に平塚らいてう『青鞥』発行
- 1912年(明治45年/大正元年):美濃部達吉『憲法講話』(天皇機関説)
- 1914年(大正3年):信玄公旗掛松の枯死 / 第一次世界大戦勃発 / 日本銀行松本支店開設(10番目の支店)
- 1916年(大正5年):吉野作造が民本主義提唱 / 河上肇『貧乏物語』 / 大正アモクラシーの風潮
- 1917年(大正6年):清水倫茂・損害賠償請求訴訟 / 室蘭製鉄所・三菱長崎造船所でストライキ

1918年（大正7年）：原敬政党内閣成立／米騒動／シベリア出兵開始／第一次世界大戦終結

1919年（大正8年）：3月3日に大審院判決で国に損害賠償責任ありとの判決

1920年（大正9年）：3月に片倉製糸紡績株式会社設立

1921年（大正10年）：2月15日に甲府地方裁判所で国に損害賠償金490円の支払を命ずる国控訴

1922年（大正11年）：4月11日に東京控訴院で国に対し損害賠償金72円60銭の支払を命ずる

1923年（大正12年）：関東大震災

1924年（大正13年）：島崎藤村、松本市山辺温泉を舞台とした「三人」を発表

1929年（昭和4年）：島崎藤村、中央公論に「夜明け前」の連載を始める

2. わが国最初の電車“ハニフ1”と日銀松本支店 明治37年4月に諏訪索道株式会社の“鉄索”が“金子－間下”間で稼働し、その4か月後の8月に甲武鉄道の“わが国初の電車”が“飯田町－中野”間で運転を開始した。そして、明治39年6月に“鉄索”が稼働終了し、その4か月後（10月）に甲武鉄道が買収されて“国電の元祖”となった。偶然にも、“鉄索”と“わが国初の電車”はその活動期間が重なっている（4か月ずれる）。この“わが国初の電車”の車両は、現在、“ハニフ1”として、さいたま市「鉄道博物館」（2007年10月開館）に展示保存されているが、以前、松本市郊外の新村駅車庫に保存されていた（私も見学に行ったことがあるが“古い電車”という印象しか残っていなかった）。実は、明治39年に甲武鉄道が国有化された後、大正4年、信濃鉄道（現在の大糸線）に譲渡され、さらに大正11年、筑摩鉄道（後に松本電気鉄道と社名変更－現在のアルピコ交通）に譲渡されたという経緯がある。アルピコ交通上高地線新村駅舎の隣りに旧駅舎が残されていた当時、その傍に「日本で一番古い電車」という説明版（平成5年12月・新村地区ふるさと創生協議会制作）が立っていた。

「国鉄最初の電車『テ968』が当駅の車庫に保存されている。この電車は、明治37年甲武鉄道株式会社飯田町工場で製造され、飯田町－中野間を走った。明治39年甲武鉄道は政府に買収され車両もそのまま国鉄に移籍されたので、この電車が国鉄最初の電車となった。大正4年、電気部品を取り外して廃車とし、信濃鉄道株式会社へ払い下げられ、信鉄では客車として蒸気機関車に連結され安曇野を走った。大正11年、松本電鉄（当時は筑摩鉄道）開業時に信鉄より譲り受け、車体の一部を荷物車に改良し、三棟荷物緩急車ハニフ1となり活躍した。昭和23年、老朽化により休車となり第一線を退く。」

説明板の支柱に「平成19年3月 鉄道博物館に寄贈しました」との追記があった。旧新村駅舎は老朽化のため平成29年3月に解体された。本考察の中で、あの“古い電車”が“鉄索”と同時期に“わが国初の電車”として登場し、その後“ハニフ1”として数奇な運命を辿ったことを知ったのである。今は新幹線が並ぶフロアーの片隅にひっそり佇む<sup>40</sup>。

翻って、国宝松本城の東（丸の内3丁目）に日本銀行松本支店がある。日本銀行10番目の支店と

<sup>40</sup> もう一度“ハニフ1”を見たくなり、〈続編〉執筆の最中に鉄道博物館へ出かけたことがある。昼食は館内2階の“トレインレストラン日本食堂”で定番のビーフカレー。学生時代に上野と郷里を結ぶ“特急やまぼと”（上野－山形）の食堂車で食べたあの味だった。カレーライスで思い出すことがある。私は、昭和55年に信州大学に赴任したが、その後暫く資料収集のため東京と松本の往復を頻繁に重ねたことがある。資料収集の合間に恩師泉久雄先生の研究室に伺いご指導を賜るのだが、昼になると、先生はよく神田錦町学士会館でカレーライスをご馳走して下さり、「カレーライスほど美味しいものはないなあ」としみじみ仰っていた。「東京の（学者の）真似をしても始まらない、君にしかできない仕事をじっくりやりなさい、地方の国立大学はまだそれができるとも語られた。学恩に報いるほどの仕事ができたととても言えないが、信州大学で私なりに楽しい学究生活ができただことは間違いない。平成29年4月、泉先生は90歳の天寿を全うされた。

して、1914年（大正3年）7月1日、現在の松本郵便局の場所に開設された（1958年（昭和33年）に丸の内3丁目に新築移転）。信玄公旗掛松の枯死も大正3年だった。松本市に日銀支店が置れた理由として、日本銀行松本支店は以下の2点をあげる。

①製糸業の集積地であったこと 明治から昭和初期にかけて、生糸・絹製品は日本の外貨獲得のための最大の商品であり製糸業は重要な産業であった。当時、日本銀行は、製糸業に対し金融機関を通じて積極的に資金援助をしており、製糸業集積地としての岡谷・諏訪地域に近い松本市が選定された。

②支店開設当初は、長野県だけでなく山梨県も管轄していたこと 松本市は、長野市と甲府市の間に位置し、かつ関東・関西とのアクセスも良好なことから、支店開設当時は長野・山梨両県を管轄するのに最適と判断された（現在、山梨県は甲府支店（1945年開設）が管轄している）<sup>41</sup>。

当時、松本市では、規模・設備の面で最先端に行く「片倉組松本製糸場」（諏訪の片倉兼太郎が明治23年に諏訪郡以外で初めて建てた製糸場）が業績を上げ、また、帝国議会議決を経て明治42年に「夏秋蚕講習所」が設置されるなど、製糸業は松本市の重要な産業であった<sup>42</sup>。明治38年、松本が中央本線開通により東京方面と繋がり、明治40年、松本市が発足した。

#### おわりに——結びにかえて

本考察をもって、「信玄公旗掛松事件と諏訪・岡谷製糸業の関係について」の区切りとしたい。上記2編の拙稿（論文）につき、“本にして貰いたい”“出版して欲しい”との読者の声を少なからず頂戴している。昨今の出版事情を思うと悩ましいところではあるが、本稿も含めて前向きに考えてみよう。

私は、大学で民法研究に携わってきたが、定年退職を間近に控えた頃、思い切って研究対象を歴史とか地域へと広げてみようと考えた。最初が「歴史散歩と民法」（『信州大学法学論集』25号（2015年2月）所収）であり、これに「諏訪の末子相続と北信濃の均分相続－河合曾良と小林一茶の場合－」（『信州大学法学論集』27号（2016年3月）所収：共著）、「信玄公旗掛松事件と諏訪・岡谷製糸業の関係について」（本編、続編、補遺編）と続いた。嬉しいことに様々な人の目に留まったようである。長野県信濃町「一茶記念館」より一茶の相続について講演の依頼があった。9月下旬講演予定なので、普段なら本誌が出る頃は済んでいるはずだが、新型コロナウイルスの影響でどうなるか分からない。

書齋を出ての調査活動も楽しいものである。昨年10月発表の「平塚らいてうと中川善之助先生」（前掲）は、明治41年の松本散策（「高原の秋」の中でらいてうが歩いた松本の道を辿る歴史散歩）がテーマである。わくわくするような謎めいた場面に度々出くわしたが、そのような“未知との遭遇”もfantasticでいい。

本稿の擱筆後問もなく、私は、古希を迎えるが、“心の欲する所に従って矩を踰えず”の境地にはとてもとても達しない。そんな私の拙い論考を世に出してくれる『専修総合科学研究』（専修大学緑鳳学会）及び専修大学に感謝しなければなるまい。心機一転、新たな研究のもと、若くて有能な研究者に混じって、本誌上でまたお目にかかれるよう精進したいと思う。まこと日に新たに、日々

<sup>41</sup> 日本銀行松本支店HPにて、「支店の沿革」を検索。

<sup>42</sup> 拙稿・前掲「平塚らいてうと中川善之助先生」56頁～58頁を参照。

に新たなり、である。

令和2年6月5日 摺筆